

最新！詳しい！わかりやすい！

いきいき健康セミナー

平成20年度山口県立大学公開講座

山口県立大学では、教育研究の成果を地域に還元することを目的に、出前講座を実施しています。今年度は「健康な生活をつくる」というテーマで「いきいき健康セミナー」を開催します。たくさんのお越しをお待ちしています。

対象者 美祢市および近隣に居住している人

参加料 無料

募集定員 50人 定員に達した場合、または5月9日(土)を締切とします

申込・問合せ先

下記のいずれかに電話、ファクスで名前、住所、連絡先をお知らせください

市教育委員会社会教育課 ☎0837⑤261

FAX0837⑤2562

市教育委員会美東事務所 ☎08396②5555

FAX08396②5556

市教育委員会秋芳事務所 ☎0837②1922

FAX0837②0329



プログラム

※時間はいずれも13:30～15:00です ※参加できる講座だけの参加も可能です

回	日時・会場	テーマ・講座内容	講師
1	5月17日(土) 秋吉公民館	子どもの食生活を見直そう ～メタボ予備群をつくらないために～ 今の子どもの食生活の問題点を見つめ、望ましい食生活についてお話しします。	看護栄養学部講師 山崎 あかね
2	5月24日(土) 美東センター	サインはこう出る！ ～子どものからだのSOS～ 子どものからだや心の変調をどのようにキャッチしたらよいのか、わかりやすくお話しします。	看護栄養学部教授 林 隆
3	6月7日(土) 秋吉公民館	健康は生きがいのある生活から ～心のよりどころを求めて～ 心もからだも健康であるための、生きがいやよりどころのある生活について、みなさんと考えたいと思います。	看護栄養学部教授 廣瀬 春次
4	6月21日(土) 美東センター	家族でつくりよう！生活のリズム ～元気な子どもを育てるために～ 子どもたちが元気に成長するための生活についてお話しします。ご家族全体の生活リズムや習慣を見直す機会になればうれしいです。	看護栄養学部講師 小迫 幸恵
5	7月5日(土) 秋吉公民館	食べて元気になる人、食べて体をこわす人 ～健康な食生活のヒントを探そう～ 望ましい食生活とは？食生活が健康に与える影響は？どうすれば食生活を改善できるのか、一緒に考えていきましょう。	看護栄養学部教授 長坂 祐二
6	7月19日(土) 美東センター	自分の健康状態を知る ～あなたの生活は歳相応ですか～ 加齢とともに、臓器の機能は低下しますが、心の機能は低下しないので体と心のアンバランスが生じ、日常生活でねじれに悩まされることとなります。体と心のバランスを上手に保つ方法を考えます。	理事長・学長 江里 健輔

平成19年度の

情報公開開示状況

情報公開制度は、市民の皆さんに市が保有している公文書（情報）を開示していく制度です。この制度により、市民の皆さんの積極的な市政への参加を促進し、よりいっそう開かれた市政の実現を目指しています。市が保有する公文書の開示請求は、どなたで

実施機関	開示請求件数	開示決定件数			
		開示	部分開示	不開示	不存在
市長	19	7	12	—	2
議会	2	1	—	1	—
教育委員会	0	—	—	—	—
その他	0	—	—	—	—
合計	21	8	12	1	2

※実施機関の市長の開示決定件数欄には、平成18年度に開示請求があった3件を含み、平成20年度に決定を繰り越している1件を除いています。

情報公開開示状況 個人情報開示状況

もできますので、ぜひご利用ください。

個人情報開示状況

市の事務は、市民の皆さんの生活と直接結びついているものが多く、市民の皆さんのさまざまな個人情報を保有しています。市では、個人情報の保護を徹底するため、「美祿市個人情報保護条例」を制定し、市民の皆さんの個人情報の利用・収集は条例に定められたルールに従い、事務を行っています。

平成19年度個人情報開示状況

実施機関	開示請求件数	開示決定件数	
		開示	部分開示
市長	2	1	1
議会	0	—	—
教育委員会	0	—	—
その他	0	—	—
合計	2	1	1

※平成19年度は、訂正請求、利用停止請求はありませんでした

をお知らせします

市民の皆さんは、市が保有するご自分の個人情報の開示訂正、利用停止を請求することができます。

市政情報コーナーをご利用ください

市では、市政情報を提供するため、市役所2階（総務課横）、各総合支所に「市政情報コーナー」を設置しています。

このコーナーには、市政に関する刊行物、各種資料、パンフレットなどがあります。市民の皆さんが自由に閲覧することができるようになっていますので、お気軽にご利用ください。

情報公開や個人情報の開示請求なども市政情報コーナーで受け付けています。開示請求の手続きの方法など詳しいことは、市総務課行政係までお気軽にお問い合わせください。

問合せ先
市総務課行政係
(☎ 0837-521110)

市上下水道課からのお知らせ

下水道を使用できる区域が広がりました

3月31日から新たに下水道を使用できる地区は、次のとおりです。

- 大嶺町下領地区の一部
- 大嶺町重安地区の一部
- 大嶺町菅畑地区の一部
- 伊佐町下村下地区の一部
- 伊佐町広下地区の一部

水洗化を行います

下水道法の規定に基づき、台所や風呂場などからの排水は、供用開始後、速やかに下水道管に接続し、くみ取り便所は、3年以内に水洗トイレに改造しなければなりません。

下水道の整備された区域内の皆さんの家庭、事業所全てが水洗化、排水設備などの設置をしないと、清潔で快適な生活環境を向上させる下水道の本来の機能が十分発揮できません。

この下水道事業の趣旨をご理解いただき、早急に排水設備工事を行い、公共下水道に接続していただきますようお願いいたします。

公共下水道の使用上のお願

公共下水道は、自然環境や皆さんの生活環境を快適にするための大切な公共財産です。

- ① 公共下水道を使用するとき、次のことを守りましょう。
- ② 油（食用油、機械油）を流さないでください。油が下水管に付着して固まり、詰まる原因となります。
- ③ 野菜くず、布くず、ごみ、ビニール製品などを流し込まないでください。
- ④ ガソリン、灯油、シンナーなどは、絶対に下水管に流さないでください。これらが気化し、爆発の危険があります。
- ⑤ デイスポーターなどの食品くず処理機は、絶対に使用しないでください。
- ⑥ 汚水ますなどは、時々点検（月1回程度）し、ふたを開けて掃除してください。

問合せ先
市上下水道課管理業務係
(☎ 0837-520795)